**白浜温泉、椿温泉及びその周辺地域**

**における温泉保護対策実施細則**

第１　温泉掘さく、動力装置等の許可基準

　１　温泉保護対策実施要綱（以下「要綱」という。）４の許可基準は、要綱４、(1)ハ、(2)ロ及び次に掲げる事項に該当する場合に限って適用外とし、その都度検討する。

　　　現在利用中の源泉で善良な維持管理の行為がなされていたにもかかわらず設備の老朽化等に伴い必要な量の温泉が採取できず温泉利用施設の営業に著しい支障が生じるため、その源泉の掘替えを必要とする場合

　２　要綱４、(1)ハ、(2)ロ及び前記１により適用外として温泉掘さく、動力装置等の許可申請をする場合は、温泉法施行規則（以下「施行規則」という。）の規定による申請書の外に次に掲げる書類を添付しなければならない。

　　(1)　要綱４、(1)ハ及び(2)ロの規定により既存源泉の統廃合を行い、掘さく等の申請をする場合は、次の事項を記載した源泉統廃合計画書

　　　イ　統廃合を行う源泉の所在地及び所有者の住所、氏名

　　　　　（法人の場合は、所在地、名称、代表者氏名。）

　　　ロ　統廃合を行う目的

　　　ハ　廃止する源泉の措置についての誓約書

　　　ニ　統廃合実施前の揚湯量、配湯先別配湯量及び実施後の揚湯量、配湯先別　　　　配湯量並びに利用計画

　　(2)　要綱４、(1)ハ及び(2)ロの規定により公共の福祉上特に必要があり、掘さく等を行う場合は、次の事項を記載した理由書

　　　イ　公共の福祉など特に必要とする理由

　　　ロ　温泉使用の目的

　　　ハ　温泉使用の具体的計画

　　(3)　前記１の規定により掘さく等を行う場合は、次の事項を記載した理由書

　　　イ　掘替えを必要とする理由

　　　ロ　現在の源泉の状況

　　　　泉温及び経年別のゆう出量、揚湯方法、使用していた具体的な状況

　　　ハ　新規掘削する源泉の状況

　　　　　推定される泉温及びゆう出量、揚湯方法、温泉使用予定量

　　　ニ　現在の源泉の措置方法及びその措置実施についての誓約書

　３　要綱４、(1)ロの但し書きの規定により動力装置の設置及び増馬力の許可申請をする場合は、施行規則の規定による申請書の外に次に掲げる事項を記載した動力装置の設置、又は増馬力の理由書を添付しなければならない。

　　(1)　利用中の源泉については、揚湯量、配湯先別配湯量及びその利用状況、利　　　用計画並びに動力装置の設置又は増馬力の理由書を添付しなければならない。

　　(2)　利用されていない源泉については、揚湯しようとする量、その配湯先別配　　　湯量及びその利用計画並びに動力装置又は増馬力を必要とする詳細な理由

　４　要綱４、(1)ロ及びハ並びに(2)イ及びロの規定により動力装置、増馬力、掘さく及び増掘を認める場合、動力装置については最高５馬力とし、掘さく及び増掘の深度、口径は周囲の源泉の状況を考慮して個々に決定する。

　５　要綱４、(1)ロの但し書き並びにハ及び(2)ロの規定中「既存温泉」とは現在利用中の源泉、又は、現在利用されていないが近く使用する目的で維持管理の行為がなされている源泉をいう。

　　　また、要綱４、(1)ロの但し書き中「揚湯量を定めて」とは、その源泉の動力装置の馬力数、揚湯時間又は配湯量を定めることをいう。

第２　温泉のしゅんせつ

　１　温泉のゆう出路をしゅんせつしようとする者は、工事着工の１ヶ月前までに別記様式による温泉しゅんせつ届を知事に提出し、その受理通知がなければ、しゅんせつしてはならない。

　２　温泉しゅんせつ届の事務処理については、要綱５の規定を準用する。

　　　　この細則は、昭和５１年１０月７日から施行する。

　　　　この細則は、平成２０年１０月１日から施行する。